

大分市告示第 553 号

騒音規制法（以下「法」とする。）第3条第1項の規定に基づく特定工場等から発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を指定すること及び「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令（平成12年総理府令第15号）（以下「環境省令」という。）別表の備考の規定による区域を定めることから、法第3条第3項規定に基づき次のとおり告示する。

1 指定する地域

別図のとおり指定する。

旧野津原町全域（既に指定されている大字野津原の全域と大字廻栖野の一部を除く。）

2 環境省令 別表の備考の規定による区域

b区域とする。

令和 4年 11月 1日

大分市長 佐藤 樹一郎



附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 5年 4月 1日から施行する。